

一六七七 人間による消費以外の目的で使用するため輸入する魚

金魚

線香類

ケルプ

油（蒸りゆうしたもの又は揮発性のものであつて、アルコールを混合し、結合し、又は含有しないものに限る。）

しよう脳油

サントニン及びその塩類

まぐろ（生のもの又は冷凍のものであつて、氷詰であると否と及び丸身のものであると否とを問わない。）

びん長まぐろ

貝及び甲殻類（生のもの若しくは冷凍のもの（氷詰であると否とを問わない。）又はベースト若しくはソース以外の方法で調製し、若しくは貯蔵したものに限るものとし、別号に掲げるもの並びにシユリングブ、プローン、ロブスター、かに、クラム、クオホーダ、冷凍しない生のほたて貝、種がき以外の生の又は冷凍のかき及びあわびを除く。）

繭及びくず綱  
生糸（繭からかせ巻にしたもの又は再繰したものに限るものとし、巻き返し、合わせ、又は撚つたもの及びなんらかの方法で製造工程を進めたものを除く。）  
植物性の蠟（別号に掲げるものを除く。）

木蠟

製材（削り、さねはぎ又はみぞ彫りより進んだ加工をしていないものに限るものとし、別号に掲げるものを除く。）

日本種のホワイトオーク及びメープル

注 合衆国は、この協定に従つて修正された千九百五十四年のインターナルレヴィエニユートコードの四五五一(1)によるインボートタックスに加えて、この部の四〇四に掲

無税	無税	無税	無税	無税
----	----	----	----	----

無税	無税	無税	無税	無税
----	----	----	----	----

(条二二・経五)

げる税率をこえない範囲の税率により、この号に掲げる製材で一側面以上を削り、又は仕上げたものに関税を賦課する権限を留保する。

千九百五十四年 のインダーナル レジニエコロード の税表番号
-----------------------------------------

四五五一 (1)

木材（粗のもの又は一側面以上を削り、若しくは仕上げたものに限る。）  
日本種のホワイトオーク及びメープル

インボートタック スの税率
千フィートボード メジャーにつき一 ドル五十セント

## 第二部 特惠関税率表

該当するものはない。

### 一般的注釈

- 1 この表の規定は、千九百四十七年十月三十日にジュネーヴで認証された第二十表（原本）の末尾に掲げる該当の注釈に従うものである。
- 2 この表においていずれかの產品について規定する取扱と関税及び貿易に関する一般協定の従前の第一十表において同一產品について規定する取扱との間に差異がある場合には、同協定第二一条の規定の適用上、この表に規定する取扱が合衆国の優先的義務となるものとする。

## 第二十一表 インドネシアの譲許表

この譲許表は、英語のみを正文とする。

### 第一部 最恵国関税率表

- 注 次に掲げる税率は、五割の附加税を含んだものである。

関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書 附屬書A

六八七ノ五八

輸入税表番号 インドネシア	品名	税率
------------------	----	----

四七七

磁器（他の器物と結合したものと含み、別号に掲げるものを除く。）

一のうち白色のもので、従価二割の関税を課される器物と結合していないもの又は装飾（浮彫その他これに類する装飾を含む。）をしていないもの（衣類等の挂具及び掛ぐぎ並びに浴室、洗面所等の壁にプラスチックで固定されるせつけん皿及びこれに類するものを除く。）

二 その他

台所用品（磁器を施したものに限る。）

亜鉛の铸造板（粗製のもの限る。）

亜鉛の板（鍛造、圧延、プレス又は引抜により作つたものに限るものとし、別号に掲げるものを除く。）

一 加工していないもの

無税

一割八分  
三割  
一割八分  
無税

該当するものはない。

第二十二表 デンマークの譲許表

この譲許表は、英語のみを正文とする。

第一部 最惠国関税率表

デンマーク 輸入税表番号	品名	税率
ち ち 七八(b)のう ち 七六(e)のう ち	モノソジウム・グルタメート 真珠母貝製のボタン	一キログラムにつ き〇・一クローネ 一キログラムにつ き一クローネ。

(条一一・経五)

(条一一・経五)

だし、従価七分五厘に変更する権利を留保する。

一キログラムにつき四クローネ  
一ダースにつき〇二ドミニカペソ  
及び従価五分

一五〇のうち

寒天

一七五

絹製飾布(製粉又はこれに類する工業に用いるものに限る。)  
(関税厅は、この番号に属する物品の分類について追加規定を設けることがある。)

第二部 特惠関税率表

該当するものはない。

第一二十三表 ドミニカ共和国の譲許表

この譲許表は、英語のみを正文とする。

第一部 最恵国関税率表

ドミニカ 輸入税表番号	品名	税率
一六四のうち	管用フォーセット(珐瑯を施したものであると否と、青銅を用いたものであると否と、ニッケル若しくは他の卑金属を張り、又はめつきしたものであると否と及び卑金属の部分を有すると否とを問わない。) 食卓用ナイフ(柄が骨、角、コンポジション、ゴム、木その他の普通の材料で作られてゐるものに限る。)	一割
一〇七のうち	小型スプーン(果物用又はデザート用のもので、柄が骨、角、コンポジション、ゴム、木その他の普通の材料で作られているものに限る。)	一ダースにつき〇二ドミニカペソ 及び従価五分
一〇八(1)のうち		一ダースにつき〇三ドミニカペソ

及び従価五分

一〇八(2)のうち  
ナイフ（果物用又はデザート用のもので、柄が骨、角、コンポジション、ゴム、木その他の普通の材料で作られているものに限る。）

一ダースにつき〇・三ドミニカペソ  
及び従価五分

一〇八(3)のうち  
フォーク（果物用又はデザート用のもので、柄が骨、角、コンポジション、ゴムその他の普通の材料で作られているものに限る。）

一ダースにつき〇・三ドミニカペソ  
及び従価五分

第二部 特惠関税率表

該当するものはない。

第二十四表 フィンランドの譲許表

この譲許表は、英語のみを正文とする。

第一部 最恵国関税率表

フィンランド 輸入税表番号	品 名	税 率
三三一〇〇八のうち 四六一〇〇一 六〇一〇一一 八五一〇〇四のうち	でん粉のり、植物性のグルー及びムツシレージ（別号に掲げるものを除く。）並びにデキストリン、でん粉、ぶどう糖及びムツシレージを含有する織物用のり付剤 繭、生糸（撚つていらないものに限る。）及び生糸のくず 光学用のガラス（みがいていらないものに限る。）及びレンズ（燈台、信号装置、船燈、自動車及び自転車のライト、懷中電燈その他これらに類するものに使用するものに限る。） ボタン（装飾ボタンを含む。）並びにその部分品及び生地	無税 六分 無税

(条二二・経五)

その他

真珠母貝製のもの

該当するものはない。

第二部 特惠関税率表

無税

第二十五表 ギリシャの譲許表  
この譲許表は、フランス語のみを正文とする。

第一部 最恵国関税率表

輸入税表番号 ギリシャ	品 名	税 率
一三六 f 一四四 a 2	眼鏡（セルロイド、ぞうげ、べつこう又はこれらに類するものの縁がついたものに限る。） 磁器 食卓用のもの及び別号に掲げていらないもの（白地のもの又は色のついたもので、押型による浮彫又は起伏があると否とを問わないものとし、斉一の又は波形の縁があるものに限る。） 彩色を施したもの及び頭文字又は記号があるもの	二割四分
	百キログラムにつ き百三十金ドラク マ	

第二部 特惠関税率表

該当するものはない。

第二十七表 イタリアの譲許表

この譲許表は、フランス語のみを正文とする。

関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書 附属書A

関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書 附屬書A

六八七ノ六二

第一部 最恵国関税率表

輸入税表番号 イタリア	品名	税率
一二三一	天然濃化材料（別号に掲げるものを除く。）	一割五分
a 藻類及びその製品		
b (2) 寒天		
一二五	ざる又はスバルト細工物に使用する植物（別号に掲げるものを除く。）	
b 簣、竹及びこれらに類するもの		
(1) 粗のもの		
b (2) はつか脳		
a 2—γしよう脳		
二三四	紙糸織物（別号に掲げるものを除く。）	
カドミウム		
a 地金、インゴット、棒、陰極板、製品ぐず及び古のもの	無税	
b 鈎道具及びその附属品	一割五分	
(1) 鈎ざお	一割五分	
(4) その他（人工の餌及び手網を含む。）	二割	
一三四〇		
三六七		
六九〇		
一〇〇〇		

第二部 特惠関税率表

該当するものはない。

第二十九表 ニカラグアの譲許表

この譲許表は、英語のみを正文とする。

第一部 最恵国関税率表

(条一二・経五)

(条一一・経五)

品名	税率
陶磁器製食器	外装とも一キログラムにつき○・三ヶ合衆国ドル及び従価一割
ミシン	外装とも一キログラムにつき一・三ヶ合衆国ドル及び従価一割
玩具用電動機	外装とも一キログラムにつき一・三ヶ合衆国ドル及び従価一割

注 関税は、合衆国ドルを基準とし、これに相当する国内通貨で徴収するものとする。

#### 第二部 特惠関税率表

該当するものはない。

#### 第三十表 スウェーデンの譲許表

この譲許表は、英語のみを正文とする。

#### 第一部 最恵国関税率表

スウェーデン	品名		
輸入税表番号	名		
一四三の四のうち 二五九のうち 二七八のうち 寒天	マンダリン（薄いシロップで貯蔵したものに限る。）	百キログラム につき (2) 三十クローネ	A 従価
		無税	B 従価

織物類（別号に掲げるものを除く。）

絹を交えたもの

その他の種類

絹製のもの又は絹と他の繊維（百分の十五以下に限る。）と交えたもの

四七八

五六七のうち

織糸製品（単なる切断、裁断、縫い又は縫どりをしたものであつて、縫に簡単なヘムステイッチをしたものとし、別号に掲げるものを除く。）  
スカーフ及びショール（四七八に掲げる絹織物で作ったものに限る。）

二千クローネ

一割八分

七二五のうち

天然又は養殖の真珠

一ネ

無税

一割八分

#### 一般的注釈

(1)

この表の適用税率は、A欄に掲げるところによる。ただし、B欄に税率を掲げているものについては、スウェーデン政府は、いつでも、A欄の税率を廃止し、B欄の税率をこえない税率を適用することができる。

(2)

課税重量の算定は、スウェーデン輸入税表において当該品目につき定めるところによる。従量税品のうち重量を基準としないものについては、その課税標準は、それぞれ品名欄に記載するところによる。

#### 第二部 特惠関税率表

該当するものはない。

#### 第三十一表 ウルグアイの譲許表

この譲許表は、フランス語のみ正文とする。

#### 第一部 最恵国関税率表

## (条一一・経五)

輸入税表番号	品名	税率
十五一七〇一一	鐵鋼の棒 (a) 熱間鍛造又は熱間圧延をしたもので断面が円形、正方形又は長方形のもの 1 型鍛造をしていないもの (評価額は、外装とも一キログラムにつき〇・〇五八五ペソとする。)	一キログラムにつき〇・〇一ペソ及び従価二割一分
一五一七〇三一	鐵鋼の板(単に熱間鍛造又は熱間圧延をした平な未加工のもので、酸洗をしていない粗製のものに限る。 (評価額は、外装とも百キログラムにつき九・一ペソとする。)	一キログラムにつき〇・〇一ペソ及び従価二割一分
十五一七〇三一	鐵鋼の板(冷間圧延をした平な未加工のもので、酸洗をしたものに限る。 (評価額は、外装とも百キログラム九・一ペソとする。)	三割一分
十五一七〇四一	鐵鋼の板(めつきした平なものに限る。) (b) 亜鉛又は鉛のめつきをしたもの 1 亜鉛めつきをしたもの (評価額は、外装とも百キログラムにつき、十四・五六ペソとする。)	三割一分
十六一八四七一	ミシン (a) ミシン(フレームのついたものに限る。) 1 家庭用のもの (評価額は、一箇につき三十一・五ペソとする。)	三割一分
二八四	(b) ミシン(フレームのついていないものに限る。)及びミシンの頭部 1 家庭用のもの (評価額は、一個につき三十一・五ペソとする。)	六分
二八七		

## 第一部 特惠関税率表

関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書 附属書A

六八七ノ六五

該当するものはない。

### 第三十三表 ドイツ連邦共和国の譲許表

この譲許表は、フランス語のみを正文とする。

#### 第一部 最恵国関税率表

輸入税表番号 ド・イ・ツ	品名	税率
○五〇二のうち	豚毛及びいのししの毛（採つたままのものを除く。）	無税
一三〇三	Bのうち寒天	
一六〇四	調製し、又は貯蔵した魚（キャビア及びその代用品並びに魚のスープを含む。）	
一六〇五のうち	C 1のうち気密容器に入れたもので容器ともの重量が五百グラムをこえないもの	
一六〇六のうち	a 鮭科のもの	
二九六七	f のうちまぐろ及びかつお	
三三〇一	2のうち鮭科のもの、まぐろ及びかつお（容器に入れたもので容器ともの重量が五百グラムをこえないものに限る。）	
五〇一〇	調製し、又は貯蔵したたらばがに（パラリトデスカムチャチカ）の肉 調製したタンジエリン及びマンダリン（加糖したものであると否とを問わず、アルコールを添加していないものに限るものとし、バルプ状のものを除く。） Bのうちモノソジウム・グルタメート	
A 1のうちペペーミント油（テルペンの入つていないものに限る。）	A のうち平織の極東産の絹織物（タッサ一種のものであつてシャンタン、ホナン、アサンその他これらに類するものをいう。）羽二重及びコート（生のもの又は単に漂白したものであつて、価格が一平方メートルにつき九ドイツマルク未満のものに限る。）	
	二割一分	二割一分
	三割五分	二割
	二割	二割
	二割	二割
	一割一分	一割一分

(条一一・経五)

六五〇一	帽体(編んだもの及び編み、又は織つた平ひもその他の平ひもで作ったものに限る。) Bのうち紙製の平ひもで作ったもの(ワニスその他の塗料を塗つたものを含む。) Cのうちビスコースその他の人造プラスチック材料を塗つた紙製の平ひもで作ったもの 1 幅が三ミリメートル未満のもの	一割
六九一一	幅が三ミリメートル以上のもの	一割五分
六九一三	食器及び家庭用又は化粧用の道具類(磁器製のものに限る。)	一割
七一〇一	Bのうちティーセットであつて、それぞれ一個のティーポット、クリーム入れ及び砂糖入れ、カッパー及び受皿(六個から十二個までのものに限る。)並びに皿(六個から十二個までのものであつて直徑が二十センチメートルをこえないものに限る。)からなるもの A 加工していないもの D 磁器製のもの	一割七分
九八〇一	C その他のボタン及びボタンフォーム 2 真珠母貝その他の貝殻で作ったもの 完成していないボタン(直徑が五十ミリメートル以下の円板形のものであつて、穿孔していないもの及び表面をみがいていないものに限る。) その他のもの	一割七分 無税 二割一分 三割

該当するものはない。

第一部 特惠関税率表

関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書 附属書A

六八七ノ六八

第三十五表 ペルーの譲許表

この譲許表は、英語のみを正文とする。

第一部 最恵国関税率表

輸入税表番号 ペル ル	品 名	税率
六八のうち	魚（乾燥及び塩漬をしたものに限る。）	外装とも一キログラムにつき〇・五ソール及び従価一割二分五厘
八〇	シリング、かに及びスピニーロブスター（調製したものに限る。）	外装とも一キログラムにつき一・二ソール及び従価一割二分五厘
一八四	きのこ類	外装とも一キログラムにつき二ソール及び従価一割二分五厘
一五一七	綿織物（漂白していないものに限る。）	内装とも一キログラムにつき五十ソール及び従価一割三分五厘
三二八八	真珠母貝製のボタン	内装とも一キログラムにつき二十ソール及び従価一割三分五厘

第二部 特惠関税率表

該当するものはない。

（条一一・経五）

## ANNEX A

SCHEDULE IV—BURMA

This Schedule is authentic only in the English language

PART IMost-Favoured-Nation Tariff

Burma Tariff Item Number	Description of Products	Rate of Duty
31 (b)	Taste powder (seasoning, mostly sodium glutamate)	35 per cent
10	Isinglass (agar-agar)	25 per cent
68	Slide fasteners	25 per cent

PART IIPreferential TariffNILSCHEDULE V—CANADA

This schedule is authentic only in the English and French languages

PART IMost-favoured-nation Tariff

Tariff Item Number	Description of Products	Rate of Duty
101	Oranges, n. o. p	Free
Ex 115	Tuna, frozen, to be processed in Canadian canneries	Free
121	Fish preserved in oil, n. o. p.	20%
Ex 199	Artificial flowers of paper	25%
287	All tableware of china, porcelain, semi-porcelain or white granite, but not to include teapots, jugs, and similar articles of the type commonly known as earthenware	25%

Tariff Item Number	Description of Products	Rate of Duty
288	Stoneware and Rockingham ware and earthenware n. o. p.	25%
462	(i) Philosophical, photographic, mathematical and optical instruments n. o. p. ; speedometers, cyclometers and pedometers, n. o. p. ; complete parts of all the foregoing	15%
Ex 506	Bowls, trays and dishes of wood	17½%
Ex 516	Blinds of bamboo	20%
Ex 622	Baskets of bamboo	17½%
634	Feathers and manufactures of feathers, n. o. p. ; artificial feathers, fruit, grains, leaves and flowers suitable for ornamenting hats	22½%
Ex 634	Artificial feathers, fruits grains, leaves, and flowers suitable for ornamenting hats	20%
648	Precious stones and imitations thereof, not mounted or set; and pearls and imitations thereof, pierced, split, strung or not, but not set or mounted	10%
650a	Button blanks of animal shell, in the rough	Free

PART IIPreferential Tariff

—nil—

LISTE V—CANADA

Seuls les textes anglais et  
français de la présente liste font foi

PARTIE ITarif de la nation la plus favorisée

Position du tarif	Désignation des produits	Droit
101	Oranges, n. d.	en fr.
Ex 115	Thons, congelés, destinés à être transformés dans les conserveries canadiennes	en fr.

Position du tarif	Désignnataion des produits	Droit
121	Poisson conservé dans l'huile, n. d.	20%
Ex 199	Fleurs artificielles en papier	25%
287	Articles de table en porcelaine, en faience ou en granit blanc, non compris les théières, les cruches, les pots et les autres articles analogues connus généralement sous le nom de vaisselle de terre	25%
288	Poterie de grès, faience de Rockingham et poterie de terre, n. d.	25%
462	(i) Instruments philosophiques, photographiques, mathématiques et optiques, n. d. ; compteurs de vitesse, odomètres et podomètres, n. d. : pièces achevées de tous les articles ci-dessus	15%
Ex 506	Ecuelles, plateaux et plats, en bois	17½%
Ex 516	Stores en bambou	20%
Ex 622	Paniers en bambou	17½%
634	Plumes et articles en plume, n. d. ; plumes, fruits, grains, feuilles et fleurs artificielles ; propres à garnir les chapeaux	22½%
Ex 634	Plumes, fruits, grains, feuilles et fleurs artificielles propres à garnir les chapeaux	20%
648	Pierres précieuses et leurs imitations, non montées ou serties ; et perles et leurs imitations, percées, fendues, enfilées ou non, mais non serties ou montées	10%
650a	Ebauches de boutons en écaille, non ouvrées	en fr.

PARTIE IITarif préférentiel

Néant

## LISTE VII—CHILI

Seul le texte français de la présente liste fait foi

### Première Partie

#### Tarif de la nation la plus favorisée

Position du tarif	Désignation des produits	Droit
76 A	Nacre, découpée en plaques, mais non autrement travaillée, pour la fabrication des boutons .....	K. L. 1,00
150	Thé en vrac ou emballé en quantités supérieures à cinq kilos nets .....	K. B. 1,50
1406	Charbons et électrodes.....	K. B. 0,15
NOTE: Les droits fixés dans la présente liste sont exprimés en Pesos or chiliens de 0,183057 gramme d'or fin.		

### Deuxième Partie

#### Tarif préférentiel

Néant

## SCHEDULE XIV-NORWAY

This schedule is authentic only in the English language.

### PART I

#### Most-favoured-Nation Tariff

Tariff item number 1950/51	Description of Products	Rate of Duty
ex 334	Pig bristles	Free
ex 446	Ginger (not candied)	Kr. 0.85/kg.
ex 472	Toys, ceramic	Kr. 6.00/kg.
ex 678	Marine animal oil with a high vitamin content (including halibut-liver oil, tunny-liver oil, blue-whale liver oil)	Free
ex 678	Shark-liver oil and shark oil	Free

Tariff item number 1050/51	Description of Products	Rate of Duty
ex 678	Fish-liver oil for medicinal use	Free
ex 678	Fish-liver oil for veterinary use	Free
ex 268	Fish-liver oil for industrial use	Free
ex 678	Mixed fish-liver oils, also marine animal oil, n.e.m.	Free
ex 757	Bamboo cane	Free
ex 1025	Monosodium glutamate	15%

PART II  
Preferential Tariff

NIL

SCHEDULE XV—PAKISTAN

This Schedule is authentic only in the English Language.

PART I  
MOST-FAVoured-NATION TARIFF

Pakistan Customs Tariff item number	Description of Products	Rate of Duty
Ex 28	Iodine, in crude form	30 per cent ad. val.

PART II  
PREFERENTIAL TARIFF

NIL

**SCHEDULE XX—UNITED STATES OF AMERICA**

This Schedule is authentic only in the English language

**Part I****Most-Favored-Nation Tariff**

(See general notes at the end of this Schedule.)

Tariff Act of 1930, Paragraph	Description of Products	Rate of Duty
5	All monosodium glutamate preparations not specially provided for .....	20% ad val.
29	Cobalt salts and compounds, other than cobalt oxide, sulphate, and linoleate .....	15% ad val.
38	Extracts, dyeing and tanning, not containing alcohol: Oak.....	7½% ad val.
41	Agar agar .....	15% ad val.
51	Menthol .....	35¢ per lb.
51	Natural camphor :	
	Crude .....	1/2¢ per lb.
	Refined .....	3¢ per lb.
60	Perfume materials not marketable as perfumery, cosmetics, or toilet preparations, and not containing over 10 per centum of alcohol : Safrol, not mixed and not compounded, and not specially provided for .....	30% ad val.
210	Rockingham earthenware, valued per dozen articles— Under \$1.50 .....	12½% ad val.
	\$1.50 or more .....	6¼% ad val.
211	Earthenware and crockery ware composed of a nonvitrified absorbent body, including white granite and semi-porcelain earthenware, and cream-colored ware, terra cotta, and stoneware, including clock cases with or without movements, pill tiles, plaques, ornaments, charms, vases, statues, statuettes, mugs, cups, steins, lamps, and all other	